

|          |                |         |  |
|----------|----------------|---------|--|
| 分類<br>記号 | A3 - 1 - 2 - 6 |         |  |
| 保存<br>期間 | 常(0)年          | 年 月 日まで |  |

## 岐阜県警察訓令第14号

各所属長

岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令を次のように定める。

令和5年6月1日

岐阜県警察本部長 大濱 健志

岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令

岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令（平成18年岐阜県警察訓令第15号）の全部を改正する。

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保有個人情報等の管理体制（第3条－第7条）

第3章 保有個人情報等の取扱い（第8条－第15条）

第4章 雑則（第16条－第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、岐阜県警察における個人情報等の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 個人情報ファイル 法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (4) 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- (5) 行政機関等匿名加工情報 法第109条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (6) 行政機関等匿名加工情報ファイル 法第60条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルをいう。
- (7) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (8) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第73条第1項に規定する仮名

加工情報をいう。次号において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次号において同じ。）、匿名加工情報（法第123条第1項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。）及び個人関連情報をいう。

- (9) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (10) 行政文書等 法第60条第1項に規定する行政文書等をいう。
- (11) 個人番号 番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (12) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (13) 個人番号関係事務 番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。
- (14) 所属 警察本部（以下「本部」という。）の課（隊、所及び警察学校を含む。以下同じ。）及び警察署（以下「署」という。）をいう。
- (15) 所属長 所属の長をいう。

## 第2章 保有個人情報等の管理体制

（総括個人情報等管理者）

第3条 本部に総括個人情報等管理者を置き、総務室長をもって充てる。

2 総括個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する規程等の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務（以下、「保有個人情報等管理事務」という。）の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報等管理事務の総括に関すること。

3 総括個人情報等管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について監査し、第5条に定める個人情報等管理者から報告を求めることができる。

（副総括個人情報等管理者）

第4条 本部に副総括個人情報等管理者を置き、総務室広報県民課長をもって充てる。

2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。

（個人情報等管理者）

第5条 所属に個人情報等管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該所属の保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
- (2) 当該所属における保有個人情報等管理事務が適正かつ円滑に処理されるように努め、所管業務に係る保有個人情報等管理事務を処理する者に適切な管理に必要な指示を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等管理事務

の総括に関すること。

(個人情報等管理担当者等)

第6条 所属に個人情報等管理担当者を置き、本部の課にあつては次席、副隊長、副所長又は副校長、署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

2 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理者の命を受け、この訓令による当該所属の保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

3 個人情報等管理者は、保有個人情報等の管理に関し必要があると認めるときは、個人情報等管理担当補助者を置くことができる。

4 個人情報等管理担当補助者は、個人情報等管理担当者の行う事務を補助するものとする。

(岐阜県警察個人情報等管理委員会)

第7条 保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議するため、本部に、岐阜県警察個人情報等管理委員会を置く。

2 岐阜県警察個人情報等管理委員会の委員長は、総括個人情報等管理者をもって充てる。

3 岐阜県警察個人情報等管理委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 第3章 保有個人情報等の取扱い

(責務)

第8条 職員は、法及び番号利用法の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報等管理者、副総括個人情報等管理者、個人情報等管理者及び個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第9条 個人情報等管理者は、保有個人情報等の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的を達成するために必要な範囲内で、過去又は現在的事实と合致するよう、当該保有個人情報等の訂正、追加又は削除をするものとする。

(安全管理措置)

第10条 個人情報等管理者は、保有個人情報等管理事務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことの防止、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止等に関する教育の実施その他保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(保有個人情報管理一覧簿及び行政機関等匿名加工情報管理一覧簿)

第11条 総務室広報県民課は、保有個人情報等の適切な管理のため必要と認めるときは、所属が保有する、個人情報ファイルの名称、利用の目的等を記載した保有個人情報管理一覧簿及び行政機関等匿名加工情報ファイルの名称、利用目的等を記載した行政機関等匿名加工情報管理一覧簿を備えるものとする。

(廃棄及び削除)

第12条 個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている行政文書等を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

(特定個人情報の取扱い)

第13条 特定個人情報は、個人情報等管理者が当該所属の職員のうちから指名する特定個人情報取扱者が取り扱うものとする。

2 特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務のため、職員及びその扶養親族その他の個人（以下この項において「職員等」という。）に個人番号の提供を求めるときは、当該職員等に対し当該個人番号の利用目的をあらかじめ明示するものとする。

3 特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務を行うために提供を受けた特定個人情報を、当該個人番号関係事務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。

4 前3項に定めるもののほか、特定個人情報の取扱いに関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定める。

(業務の委託)

第14条 保有個人情報等管理事務の全部又は一部を外部に委託しようとするときは、その契約において、委託を受けたものが講ずべき保有個人情報等の保護のために必要な措置を明らかにするとともに、委託する保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(提供の際の措置)

第15条 個人情報等管理者は、利用目的のために、又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る保有個人情報の利用の目的及び方法その他必要な事項について記載した書面の提出を求めること。

(2) 提供先が提供に係る保有個人情報の適正な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

(3) 提供先の利用目的及び保有個人情報の秘匿性を考慮し、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。

2 個人情報等管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る個人関連情報の利用の目的及び方法その他必要な事項について記載した書面の提出を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人情報の適正な管理のために講じた措置の状況を

確認するため調査すること。

#### 第4章 雑則

##### （苦情の処理）

第16条 個人情報等管理者は、個人情報等の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

##### （漏えい等発生時の措置）

第17条 職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（次項から第5項までにおいて「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちに、その旨を個人情報等管理者に報告するものとする。

2 個人情報等管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 個人情報等管理者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちに、その旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

4 個人情報等管理者は、漏えい等が番号利用法第29条の4第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちに、その旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

5 前2項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の調査結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を総括個人情報等管理者に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この項において「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに、その旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の改善のために講じた措置を確認し、総括個人情報等管理者に報告するものとする。

##### （補則）

第18条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年6月1日岐阜県警察訓令第14号）

この訓令は、令和5年6月1日から施行する。

